

一般事業主行動計画

2019年4月1日
社会福祉法人 県北報公会

従事者が仕事と子育てを両立させることができ、全従事者が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下のように行動計画を策定することとする。

1. 計画期間 2019年4月1日～2022年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：全従事者の、年次有給休暇の取得日数を一人当たり6日以上とする。

〈対策〉

- 2019年 6月 過去3年度分の取得状況を把握する。
- 2019年 9月 今年度の有給取得の実績状況を把握し、有給休暇の取れていない従業員に個別面接を行い、意向を把握する。
- 2019年10月 有給休暇取得予定表と取得状況のとりまとめを行い、掲示する。
- 2020年 3月 実績状況を把握し次年度対策を検討する。
- 2020年 3月 以降は状況を把握しながら取り組む。

目標2：育児短時間勤務制度、看護休暇、介護休業制度の利用の促進を図る。

〈対策〉

- 2019年 5月 制度の周知と内容を説明する資料を配布する。
- 2019年 6月 各事業所の管理者に説明し、事業所職員に周知説明を依頼する。
- 2019年 7月 対象となる職員の実態調査を行う。
- 2019年10月 4月からの制度活用状況を把握し、対策を講じる。
- 2020年 3月 実績状況を把握し次年度対策を検討する。
- 2020年 3月 以降は状況を把握しながら取り組む。